

各高齢者福祉施設 施設長 様  
各介護サービス事業所 管理者 様

仙台市長 郡 和子  
( 公 印 省 略 )

## 高齢者福祉施設等に対する電気・ガス等価格高騰に係る助成事業の実施について

平素より本市の高齢者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、現下の困難な状況の下、高齢者に対するサービスの提供に努めていただいていることに改めて敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

さて、本市においては、今般の電気・ガス等価格高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの間に福祉施設等において使用した光熱費等や利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用について補助金を交付する標記の助成事業を実施することといたしました。

つきましては、下記をご確認の上、交付申請書等のご提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 助成事業の概要

- ・令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの間に使用した光熱費等や利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用について補助金を交付。
- ・令和 6 年 3 月 1 日までに事業を開始した事業所が対象（1 か月以上開所した月のみ対象）。
- ・補助金の額は「補助対象施設等ごとの補助単価」(※1) × 「補助対象施設等ごとの単位」(定員数又は台数) (※2) です（令和 5 年 4 月 2 日以降に事業を開始した場合等は開所月数に応じた額となりますので「4 補助金の交付方法」をご確認ください）。
- ※1 「入所施設：16,000 円又は 8,000 円」「通所施設：8,000 円」「訪問サービス：12,000 円」
- ※2 「入所・通所施設：定員数」「訪問サービス：台数」
- ・補助単価や単位についての詳細は、補助金交付要綱の別表をご確認ください。

#### 2 補助金の申請方法

- (1) 下記の本市ホームページに事業の詳細等を掲載しております。ホームページより申請書等をダウンロードいただき、必要事項をご記載・**代表者印を押印のうえ、郵送にて**ご提出ください。入所施設のうち介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護老人保健施設・短期入所療養介護及び訪問サービスの全事業所においては、申請書と併せて別紙「福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金計算様式」をご提出ください。

<https://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/r5denkigasuhojokin.html>

(ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス (事業者向け) > 令和 5 年度仙台市福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金 (高齢者福祉施設等分) について)

- (2) 交付申請に併せ、「みやぎ電子申請システムの申請フォーム」より、補助金の振込先となる口座番号等の情報の提出をお願いします。

(URL : ) <https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1703559564024>

【裏面に続く】

### 3 補助金の申請期限

(1) 令和6年1月1日時点で事業を実施している事業所

⇒令和6年2月9日(金) 必着 (3月中補助金支払予定)

※令和6年1月1日時点で事業を開始している事業所については、同年2月9日が最終申請期限です。

(2) 令和6年1月2日から令和6年3月1日までに事業を開始した事業所

⇒令和6年3月15日(金) 必着

### 4 補助金の交付方法

(1) 令和5年4月1日までに事業を開始していた事業所 **(前金払い)**

⇒「補助対象施設等ごとの補助単価」×「補助対象施設等ごとの単位」

(2) 令和5年4月2日から令和6年1月1日までに事業を開始した事業所 **(前金払い)**

⇒「補助対象施設等ごとの補助単価」×「補助対象施設等区分ごとの単位」×開所月数÷12月

(3) 令和6年1月2日から令和6年3月1日までに事業を開始した事業所 **(実績払い)**

⇒「補助対象施設等ごとの補助単価」×「補助対象施設等区分ごとの単位」×開所月数÷12月

※計算した額に端数がある時は、100円未満切捨てとなります。

### 5 申請時の注意点

- ・補助対象期間中に、施設等を休止又は廃止した場合、補助金の一部又は全部を返還いただくこととなります。(施設等の休止又は廃止の予定がある場合、申請前に下記までご連絡ください。)
- ・補助対象事業に係る国、他の自治体、民間団体等の補助等を受けている場合は対象外です。
- ・実績報告及び差額の返還については、令和6年4月中に、短い期限で作業をいただく必要がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・事業の詳細は、本市ホームページをご確認ください。

#### <手続き等に関するお問い合わせ先・送付先>

サービス種別	担当
居宅介護支援、介護予防支援	介護事業支援課ケアマネジメント指導係 (Tel214-8626)
介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護老人保健施設、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設(介護付有料老人ホームに限る)、軽費老人ホーム	介護事業支援課施設指導係 (Tel214-8318)
通所介護(通所介護型サービス、生活支援通所型サービスを一体的に実施している場合を含む)、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、生活支援通所型サービス(単独) 訪問介護(訪問介護型サービス、生活支援訪問型サービスを一体的に実施している場合を含む)、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導	介護事業支援課居宅サービス指導係 (Tel214-8192)
<b>【送付先】</b> ○仙台市健康福祉局保険高齢部介護事業支援課 住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 メール： <a href="mailto:fuk005180@city.sendai.jp">fuk005180@city.sendai.jp</a>	